

審 査 基 準

令和 4 年 3 月 15 日 作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 6 条第 1 項
処 分 概 要：国際競技に参加する外国人に対する所持許可
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 2（第 2 項を除く。）（許可の申請）、第 6 条第 1 項・第 3 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 9 条（申請書の様式等）、第 11 条（申請書の添付書類）
審 査 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法第 6 条第 1 項中「銃砲等又は刀剣類を使用する国際競技」とは、オリンピック競技大会、アジア競技大会、世界射撃選手権大会、近代五種競技世界選手権大会等国際的な規模で開催される運動競技会における銃砲等又は刀剣類を使用する競技をいうが、おおむね次のような基準によって国際競技であるか否かを決定する。 ① 競技に参加する競技者が、その競技種目に関し全国を統括している競技団体の責任の下に参加するものであること ② 日本国がその競技に参加するものであること
標 準 処 理 期 間：14 日以内
申 請 先：申請書は、入港地を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係（078-341-7441 内線3415）
備 考：